

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画（基町高次都市機能集積地区、古川リバーサイド地区、西風新都A・CITY中央地区、宇品地区、中講パークフロント地区、平和大通り地区、リバーフロント地区、西風新都石内学研地区、高須台パークタウン地区、西風新都伴南工業地区、西風新都伴北工業地区、宇品東六丁目1番地区、落合南二丁目2番地区、南原地区、藤の木地区、広島港五日市地区、西風新都石内湯戸・下沖地区、広島市民球場周辺地区、商工センター食品工業・印刷団地地区、彩が丘地区、西風新都奥畑地区）の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦